

- ①西修「憲法・このままなら、どうなる？ 財政規律条項がなければ…」 (『正論』6月号)
- ②大内尉義「高齢者75歳以上提言には科学的な根拠がある」 (『中央公論』6月号)
- ③国松孝次「スイスの移民政策を参考にせよ」 (『文芸春秋』6月号)

財政規律や人口減にも目を

小黒一正



(法政大教授・
公共経済学)

日本国憲法が施行されて今年
は70年の節目だ。改憲・護憲の
対立は9条問題が中心となる
が、我が国の債務残高(対GDP
比)が230%に達し、急速な少
子高齢化や人口減少が進む中、
様々な制度的歪み^{ひずみ}が顕在化して
おり、財政規律や高齢者の定義、
移民政策などの議論も重要だ。

まず、①は、1997年以降の9か
国の事例を紹介し、財政規律条
項の憲法への導入が世界的な潮
流で、日本も憲法改正で財政規
律条項を導入すべきだと主張
する。その際、ドイツやスイスの
憲法規定のごとく、原則と例外
事項を書き分ければ、財政硬直

化の懸念を解消できるという。
自民党の憲法改正草案(2012年)
にも、財政健全化の条項案があ
り、国民的な議論が望まれる。

他方、②は、現在は65歳以上と
する高齢者の定義を75歳以上に
改めるべきだとする、日本老年
学会などの提言を取り上げる。
年金の支給開始年齢引き上げに
対する懸念もあるが、1億総活
躍社会の下では、元気で働く意
欲のある人には就労の機会を提
供すべきであるという主張は
正論で、身体能力・認知機能な
どのデータから、いまの高齢者は
以前よりも10歳ほど若返ってい
るという議論は説得的である。

最後の③は、人口減少に立ち
向かうためには、スイスを参考
に、外国人受け入れの理念や徹
底した語学教育の重要性を主張
する。建前とは異なり、技能実
習制度の活用などで外国人労働
者は急増しており、日本も移民
政策のあり方を真剣に議論する
時期に来ているのかもしれない。